

令和3年度第4回富山市農業委員会総会（月次）議事録

1. 日 時 令和3年7月6日（火）  
午前9時30分～午前10時38分
2. 場 所 Toyama Sakura ビル 5階 中会議室
3. 出席委員 22人
- |      |     |    |    |     |       |
|------|-----|----|----|-----|-------|
| 会 長  | 23番 | 才木 | 隆雄 |     |       |
| 会長代理 | 24番 | 宮田 | 好一 | 20番 | 島田 一郎 |
| 委 員  | 1番  | 熊南 | 昭浩 | 2番  | 山崎 修  |
|      | 3番  | 西田 | 清範 | 4番  | 田中 輝男 |
|      | 5番  | 森  | 悦雄 | 7番  | 古田 茂  |
|      | 9番  | 大橋 | 芳信 | 10番 | 大浦 清貴 |
|      | 11番 | 山崎 | 巖  | 12番 | 福山 英則 |
|      | 13番 | 仲田 | 茂男 | 14番 | 下村 帝  |
|      | 15番 | 北森 | 正誠 | 16番 | 渡辺 正志 |
|      | 17番 | 金田 | 修一 | 18番 | 長谷 幹夫 |
|      | 19番 | 金木 | 洋子 | 21番 | 五十嵐英夫 |
|      | 22番 | 中井 | 義則 |     |       |
4. 欠席委員 8番 大場 忠勝
5. 議 題
- 議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第18号 農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について
- 議案第19号 事業計画の変更申請について
- 議案第20号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 報告事項第16号 農地法第3条の3の規定による受理について
- 報告事項第17号 農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による受理について
- 報告事項第18号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告事項第19号 農地法第4条第1項の規定による受理の取消しについて

## 議 事

事務局 本日の月次総会につきましては、まだ来ておられない委員が1名おられますが、出席委員数は21名であり、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定による開催要件、在任委員数23名の過半数に達していることから、本総会が成立していることをご報告いたします。

会長 それでは、ただ今より令和3年度第4回富山市農業委員会月次総会を開催します。

本日は、議案4件、報告事項4件がございます。

本日の議事録署名委員を私より指名してよろしいでしょうか。

(委員一同 異議なし)

会長 それでは、私の方から指名させていただきます。12番 福山委員、13番 仲田委員の両委員にお願いしたいと思います。

会長 それでは、議案の審議に入ります。

議案第17号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第17号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

議案書は1ページから4ページまでです。

今回の申請件数は11件で、申請面積は27,827.00㎡です。

許可基準についてですが、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件について、申請書類においては、各要件を満たしています。

申請理由及び権利の種類についてご説明します。2ページをご覧ください。

1番は、耕作不便により、所有権を移転するものです。

2番は、労働力不足により、所有権を移転するものです。

3番は、相手方の要望により、所有権を移転するものです。

4番は、労働力不足により、所有権を移転するものです。

5番は、労働力不足により、所有権を移転するものです。

6番は、労働力不足により、所有権を移転するものです。

7番は、労働力不足により、所有権を移転するものです。

8番は、母から子への贈与により、所有権を移転するものです。

9番は、労働力不足により、所有権を移転するものです。

10番と11番は譲渡人と譲受人が同一であります。

10番は労働力不足による所有権移転、11番は5年の使用貸借権を設定するものです。以上でございます。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(委員1名入室 出席委員22名となる)

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことですので、申請どおり「許可」することといたします。

会 長 続きまして、議案第18号農地法第4条第1項及び同法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案書5ページをご覧ください。議案第18号農地法第4条第1項及び農地法第5条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。

今回、4条申請が3件、面積は484.47㎡、5条申請が15件、面積は11,298.67㎡、合計18件で、11,783.14㎡です。それでは、まず、最初に4条の申請内容についてご説明いたします。6ページ目をご覧ください。「位置図及び許可基準」も併せてご覧ください。

4条申請1番は、富山地域大広田地区において、農家住宅を建築する計画であります。申請者は現在、勤務しながら農業に従事しており、結婚により家族が増え実家での居住が手狭になるため、また、実家との相互扶助のため実家の隣接地を選定されたものです。申請地は、10ヘクタールに満たない農地の集団に属する農地で第2種農地となり、許可基準は、「代替可能性なし」を適用しております。

4条申請2番は、富山地域長岡地区において、一般住宅の敷地拡張で農地上に塀が施工済みであります。住宅敷地として使用している土

地の一部が農地であることが判明し、これを是正するものです。申請書には始末書の添付がございます。申請地は10ヘクタール以上の集団規模に属する農地で、特に良好な営農条件を備えております第1種農地となり、許可基準は、「集落接続」を適用しております。

4条申請3番は、大沢野北部地区において、農機具格納庫・農作業場の計画であり、施工済みであります。申請者は、申請地周辺を耕作しており、農作業の円滑化を図るため、昭和58年頃に農機具格納庫を建築しており、今回是正のため申請されたものです。申請書には始末書の添付がございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております農用地区域内農地で、許可の基準は「農業用施設」を適用しております。続きまして7ページをご覧ください。5条の申請内容についてご説明いたします。

5条申請の1番は富山地域山室地区において、資材置場を拡張する計画であります。申請者は主に広告看板の製造・設置事業を展開しており、近年、大型看板等の需要が伸びてきており、組立や運搬における資材置場が手狭となったため、今回申請されたものであります。申請地は、10ヘクタール以上の集団規模に属する農地で、特に良好な営農条件を備えております第1種農地となり、許可基準は、「既存敷地拡張」を適用しております。

5条申請の2番は富山地域太田地区において、砂利採取業者が一時転用による陸砂利採取の計画であります。申請地は、農業振興地域の農用地区域内ですが、砂利採取業者が砂利の採取後、直ちに採取跡地の埋め戻し等の処理を行うことが担保されており、その復元に関する計画が当該農地及び周辺の農地の農業上の効率的な利用を確保する観点から適当であると認められ、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるものであることから、一時的な利用として許可基準に合致しているものと考えております。

5条申請の3番は、富山地域新保地区において、住宅敷地拡張の計画であります。実家との相互扶助のため、実家隣接地を選定したものであります。申請地は、10ヘクタール以上の集団規模に属する農地で、特に良好な営農条件を備えております第1種農地となり、許可基準は、「集落接続」を適用しております。続きまして、議案書8ページ目をご覧ください。

5条申請4番は、富山地域大広田地区において、一般住宅を建築する計画であります。こちらにつきましても、実家との相互扶助のため、実家隣接地を選定したものであります。申請地は、申請地より半径500mの範囲の中に教育施設が1カ所、医療施設が1カ所あり、接道する道路には上下水道管が敷設されていることから、農地種別は第3種農地となり、「原則許可」となります。

5条申請の5番は富山地域広田地区において、資材置場を拡張する計画であります。申請者は主に足場の組立やリース事業を展開しており、業績が順調に拡大しており、確保している資材置場では手狭となったため、今回申請されたものであります。申請地は、10ヘクタール以上の集団規模に属する農地で、特に良好な営農条件を備えております第1種農地となり、許可基準は、「既存敷地拡張」を適用しております。続きまして、議案書9ページ目をご覧ください。

5条申請の6番は富山地域八幡地区において、駐車場を拡張する計画であります。申請者は主に鮮魚の小売りや加工販売事業を展開しており、業績拡大により駐車場が不足し、全面道路に渋滞が発生していることから、渋滞緩和のため、今回申請されたものであります。申請地は、10ヘクタール以上の集団規模に属する農地で、特に良好な営農条件を備えております第1種農地となり、許可基準は、「既存敷地拡張」を適用しております。

5条申請の7番は、富山地域長岡地区において、分家住宅を建築する計画であります。実家との相互扶助のため実家の隣接地を選定されたものです。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地となり、許可の基準は「集落接続」を適用しております。

5条申請8番は、富山地域長岡地区において、一般住宅の敷地拡張で農地上に塀が施工済みであります。住宅敷地として使用している土地の一部が農地であることが判明し、これを是正するものです。申請書には始末書の添付がございます。申請地は10ヘクタール以上の集団規模に属する農地で、特に良好な営農条件を備えております第1種農地となり、許可基準は、「集落接続」を適用しております。

5条申請9番は、富山地域水橋東部地区において、一般住宅を建築する計画であります。申請地付近に実家があり相互扶助のため申請地を選定されたものです。

申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地となり、許可の基準は「集落接続」を適用しております。続きまして、議案書10ページ目をご覧ください。

5条申請10番は、大沢野北部地区において、分家住宅を建築する計画であります。勤務地と実家が近いこと、また実家との相互扶助のため申請地を選定されたものです。申請地は、都市計画区域の用途区域内農地で第3種農地となり、「原則許可」となります。

5条申請11番は、大沢野北部地区において、一般住宅を整備する計画であります。農地上に住居及び作業場が施工済みであり、今回譲渡することで調査したところ、地目が畑であることが判明し、これを是正するものです。申請書には始末書の添付がございます。申請地は、

都市計画区域の用途区域内農地で第3種農地となり、「原則許可」となります。

5条申請の12番は、大沢野地域船嶺地区において、農家分家住宅を建築する計画であります。今後、農業を継ぐこと、また実家との相互扶助のため実家の隣接地を選定されたものです。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地となり、農村集落の土地利用の実情を考慮し蚕食的な転用でないと判断し、許可の基準は「集落接続」を適用しております。

5条申請13番は、婦中熊野地区において、一般住宅を建築する計画であります。職場から近いこと、また、実家との相互扶助のため、申請地を選定したものであります。申請地より半径500mの範囲の中に小学校、地区センターがあり、また、接道する道路には上下水道管が埋設されていることから、第3種農地となり、「原則許可」となります。続きまして、議案書11ページ目をご覧ください。

5条申請14番は、婦中熊野地区において、資材置場を整備する計画であり施工済みであります。申請者は主に土木建設業を展開しており、現在使用している資材置場の地目が田であることが判明し、今回は正のため申請されたものであります。申請書には始末書の添付がございます。申請地は、10ヘクタール以上の集団規模に属する農地で、特に良好な営農条件を備えております第1種農地となり、許可基準は、「集落接続」を適用しております。

5条申請15番は、婦中地域音川地区において、一般住宅を建築する計画であります。職場から近いこと、また、実家との相互扶助のため、申請地を選定したものであります。申請地は、10ヘクタール以上の集団規模に属する農地で、特に良好な営農条件を備えております第1種農地となり、許可基準は、「集落接続」を適用しております。

以上です。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

1番について、欠席届を提出している委員でありますので、事前に報告を受けている事務局から報告をお願いします。

事 務 局 1番は大場委員の担当であります。6月22日に推進委員及び譲受人、代理人で現地確認したところ、申請地は無断転用もなく、雨水排水の経路は、農業用排水路の機能に支障がないことから、周辺農地等に係る営農条件に支障が生じる恐れがないことを確認されており、問題となることは無いとの報告を受けております。

会 長 13番、14番については、事務局から報告をお願いします。

事 務 局 13番についてですが、6月23日に推進委員と現地確認したところ、雨水排水の経路は、農業用排水路の機能に支障がないことから、周辺農地等に係る営農条件に支障が生じる恐れ、問題となることは無いとの確認をしております。

14番についてですが同6月23日に推進委員と現地確認したところ、雨水排水の経路は、砂利敷きということで、自然浸透され、農業用排水路の機能に支障が周辺農地等に係る営農条件に支障が生じる恐れはありません。また、すでに半分は砂利敷きされておりましたが、始末書の添付があり、問題となることは無いことを併せて確認しております。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 他にご意見、ご質問等がないようですので、許可相当とすることにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第18号農地法第4条第1項及び同法第5条第1項の規定による許可申請については、全件、許可相当と意見を付して、市長へ送付することといたします。

会 長 続きます、議案第19号事業計画の変更申請について事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案書の12ページをご覧ください。

議案第19号事業計画の変更申請についてご説明申し上げます。

こちらにつきましては、当初、2年間の計画で陸砂利の採取計画でしたが、2月からの大雪等の事情により、1年間、工期の延長を行いたく申請されたものであります。その他の工事内容には変更はありません。以上でございます。

会 長 それでは、ただ今、説明がありました事業計画の変更申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この事業計画変更申請について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことですので、議案第19号事業計画変更の申請については、承認相当と意見を付して、市長へ送付することといたします。

会 長 続きまして、議案第20号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第20号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。

議案書のページは、13ページから18ページです。

所有権移転は1件で、移転面積は4,417㎡です。

利用権設定は、今回は14件の貸し手から申し出があり、契約期間は、3～5年が3件、6～9年が2件、10年が9件です。設定面積は、61,989.54㎡です。

16ページ1番から7番までは、農地中間管理機構を通すものがあります。16ページ8番から18ページ14番が相対であります。

以上、農用地利用集積計画の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる、基本構想との整合性、すべての農用地の効率的利用、常時従事などの各要件を満たしています。

会 長 所有権移転の案件の現地確認について、報告をお願いします。

(各担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、報告及び説明がありました農用地利用集積計画について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この農用地利用集積計画について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことですので、議案第20号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、ご

異議なしと認め、原案通り決定いたします。

会 長 続きます、報告事項に入ります。  
報告事項第16号 農地法第3条の3の規定による受理について  
報告事項第17号 農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による受理について  
報告事項第18号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告事項第19号 第4条第1項の規定による受理の取消しについて  
事務局から一括して説明をお願いいたします。

事 務 局 報告事項第16号農地法第3条の3の規定による受理について、ご報告します。議案書は19ページから31ページです。今回の受理件数は20件で、すべて相続により所有権を取得したものであります。農業委員会へのあっせんの希望は、11番の筆でありましたので、担当の農業委員及び農地利用最適化推進員に依頼済みであります。

報告事項第17号農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による受理について、ご報告いたします。議案書のページは32ページから42ページまでです。今回の受理件数は、4条が3件、5条が26件、合わせて29件、面積は合わせて23,350.79㎡となっております。内容、転用目的についてはご覧のとおりです。一部内容についてご説明いたします。36ページ8番については、昭和60年4月に、4条で「貸家住宅」と届出されましたが、受理通知後に地目変更がなされず、今回売買することとなったため、5条で「駐車場敷地」に変更されたものです。前回の受理の取消し願いと併せて今回改めて届出されたものです。事業面積が1,000㎡以上で、都市計画法上の開発許可と同日で受理する予定のものは、34、35ページ5条の2番です。

報告事項第18号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について、ご報告いたします。議案書は、43ページから45ページです。解約件数は9件で、解約面積は24,561㎡です。今回の解約に関連する議案及び解約理由は、備考欄記載のとおりです。

報告事項第19号農地法第4条第1項の規定による受理の取消しについてご報告いたします。議案書のページは46ページです。

1番については、報告第17号36ページの8番で説明したとおり、受理通知後地目変更がなされず、今回売買することとなったため取り消したものです。以上でございます。

会 長 ただ今、説明がありました報告事項について、ご意見、ご質問等が

ありましたら承りたいと思います。

会 長 特に何もありませんので、これもちまして、2. 議案・報告事項の議案審議を終了します。3. 事務連絡等について、事務局より説明をお願いします。

会 長 それでは本日はこれにて終了とさせていただきます。本日はありがとうございました。